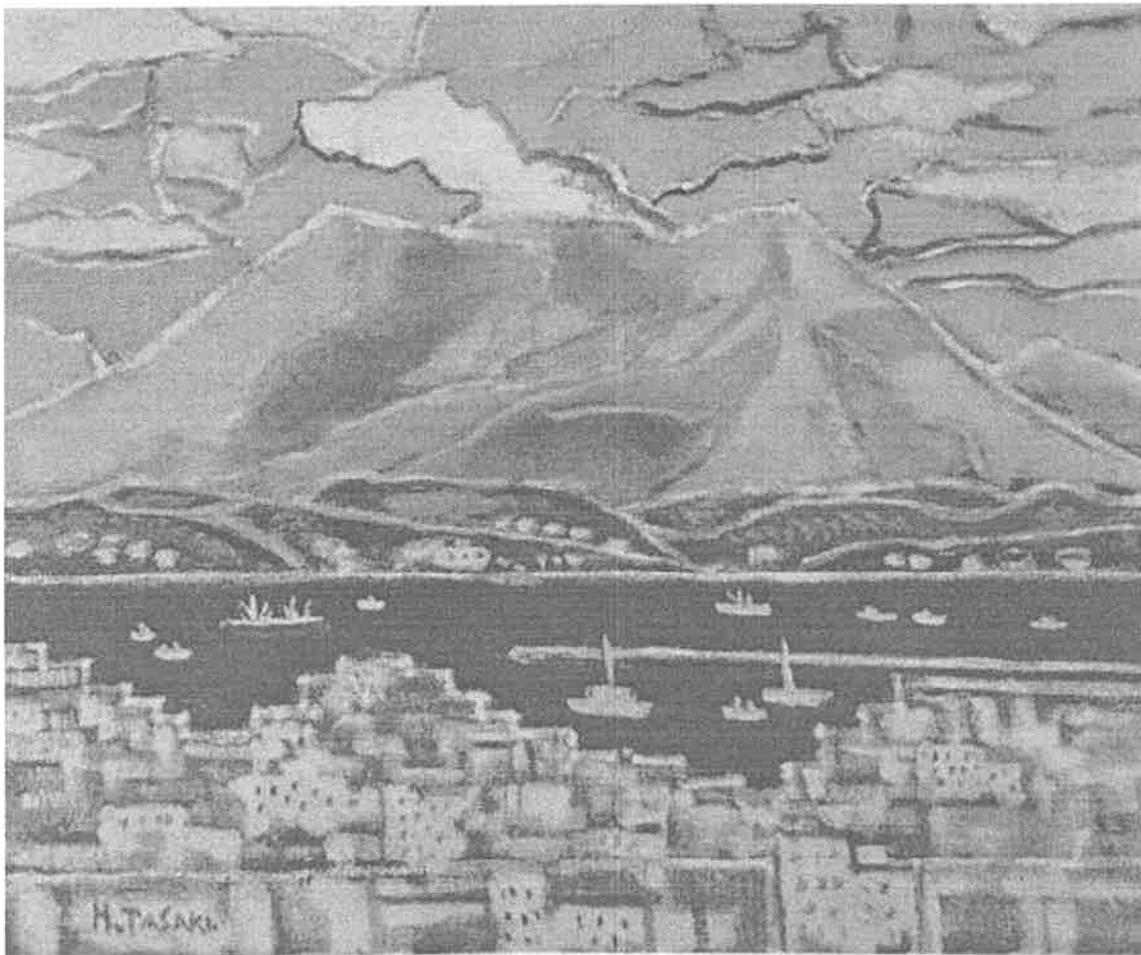


教育施策要綱

(令和3年度～令和7年度)



「朝焼けの桜島風景」 油彩

世界的な洋画家であり、文化勲章を受章し八女市の
名誉市民である故田崎廣助画伯の制作によるもので
す。田崎画伯は、日本の山を題材にした風景画を多く
描き、日展の理事も務められました。

八女市教育委員会

八女市民憲章

美しい自然と輝かしい伝統にはぐくまれて生せい発展するわたしたち八女市民は

- 1 伝統を重んじ、教養を高め、香り高い文化のまちをつくりましょう。
- 1 仕事にはげみ、生産を高め、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 老人を敬い、子どもの夢を育て、福祉のまちをつくりましょう。
- 1 美しい自然をまもり、文化財を大切に保存しましょう。
- 1 きまりを守り、力をあわせて、明るく住みよいまちをつくりましょう。

八女市教育の日を定める条例

平成16年3月23日 条例第14号

(趣旨)

第1条 八女市民の教育に対する関心と理解を深め、本市教育の充実と発展を図るとともに、本市を愛し心るさとに誇りを持つ子ども達を育むために、八女市教育の日を設ける。

(八女市教育の日)

第2条 八女市教育の日は、11月5日とする。

(八女市教育週間)

第3条 八女市教育の日の趣旨にふさわしい取組を実施する期間として、11月1日から同月7日までの1週間を八女市教育週間とする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の取組を推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、八女市教育の日及び八女市教育週間に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育施策要綱の作成にあたって

1 作成にあたって

八女市は「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女」を将来都市像として掲げ、この都市の姿の実現に向けて、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした「第5次八女市総合計画」を策定し持続的発展に向けた都市づくりを進めています。

「第5次八女市総合計画」の基本施策を踏まえて、次代に対応した教育に関する施策を展開するため「第2次八女市教育大綱」(令和3年度から令和7年度まで)を策定しました。

この大綱では「ふるさとを愛する人づくり」を教育分野の基本目標とし施策の方向性を定めています。

八女市教育委員会では、「第2次八女市教育大綱」に掲げる基本目標の実現に向けて、各課ごとに主たる方針掲げ、主な施策・事業も具体的に定めた「教育施策要綱」を策定し、施策目標の達成に取り組んでまいります。

2 作成の手順

- ① 教育施策要綱の骨子の提示
- ② 国や県の動向、教育委員会各課の評価分析等から八女市教育委員会全体構想を作成
- ③ 各課施策事業等の評価から、各課方針と主要課題等の作成
- ④ 教育委員会の決定を受け、学校及び関係機関等へ提示

3 作成にあたって留意した点

- ① 「八女市教育委員会全体構想」をよりシンプルにし、「社会の変化対応への検討施策等」の項目を挿入した。
- ② 各課の事業計画は、別ページで『各課の方針（ビジョン）と基本目標、主要な取組』を作成し、具体的に体系付けて明確にした。
- ③ 学力学習状況調査結果、人権意識調査結果、文化・スポーツの振興、生涯学習の推進等に留意して作成した。

4 評価と公開

事業ごとの評価及び教育委員会の主な施策について評価を行う。内部評価、教育委員による評価を行う。評価結果を総務文教常任委員会で報告し、公式ホームページなどで公表する。

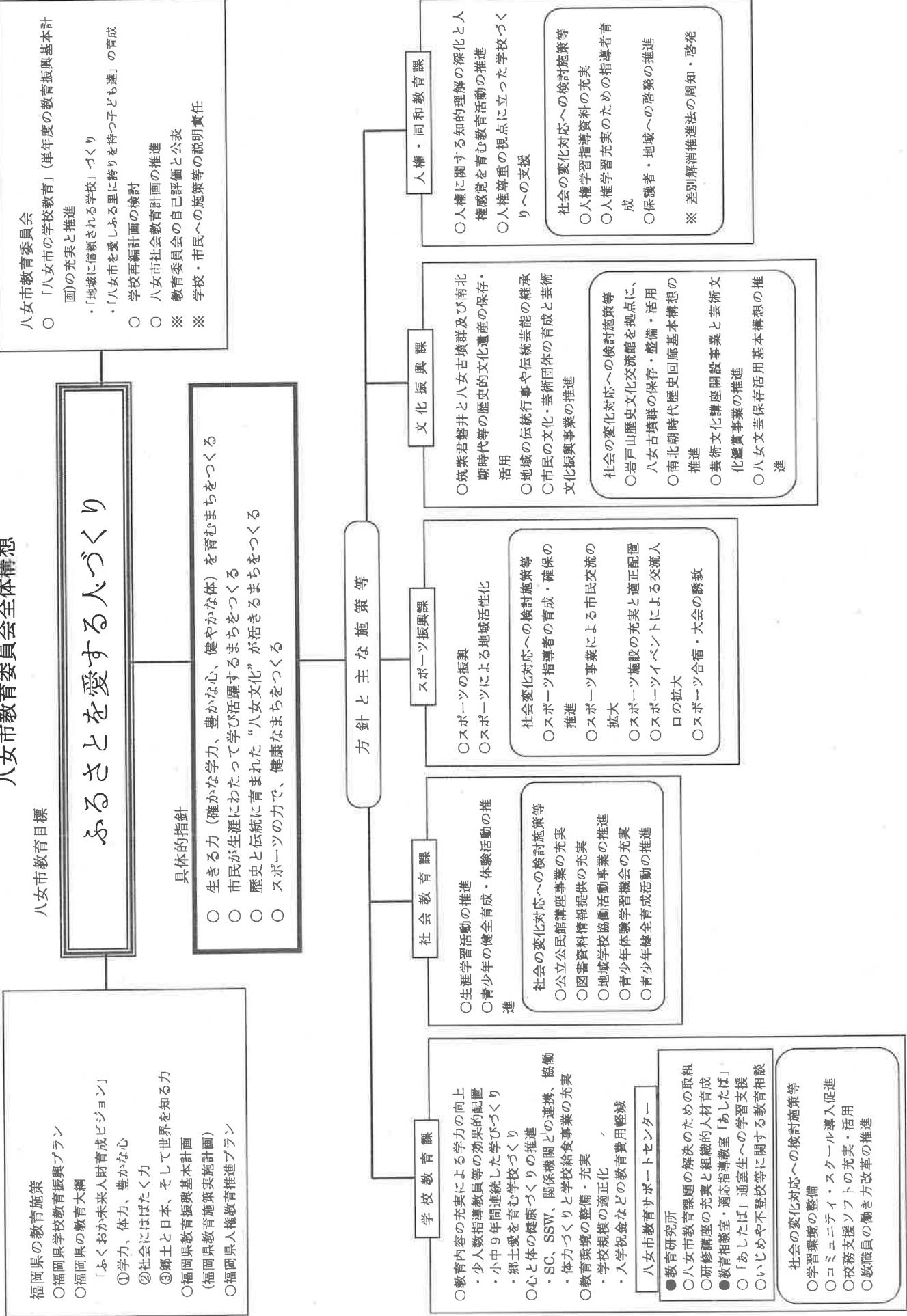
学校教育の推進にあたっては、学校評価、学校関係者評価の活用を図り、学校の説明責任を果たすとともに、学校間格差是正に努める。

5 啓発への取組み

教育委員会の方針や実施経過などについて、必要に応じて「公式ホームページ」、「広報やめ」や「FM八女」などで発信し、八女の教育について市民への啓発に努め、市民の八女の教育に関しての理解と関心を深める。

目 次

八女市教育委員会全体構想	1
各課の方針と基本目標、主要な取組	2
学校教育課	
1 学校経営	5
2 教育課程	5
3 生徒指導	5
4 教育環境の整備	5
社会教育課	
1 生涯学習活動の推進	6
2 青少年の健全育成と体験活動の推進	6
スポーツ振興課	
1 スポーツの振興	7
2 スポーツによる地域活性化	7
文化振興課	
1 筑紫君磐井と八女古墳群及び南北朝時代等の歴史的文化遺産の保存・活用	8
2 地域の伝統行事や伝統芸能の継承	8
3 市民の文化・芸術団体の育成と芸術文化振興事業の推進	8
人権・同和教育課	
1 人権尊重の精神を育成する教育活動の推進	9
2 人権尊重の視点に立った学校づくり	9
3 学校教育活動を通した啓発の推進	9



各課の方針（ビジョン）と基本目標、主要な取組

学校教育課

主要な取組

基本目標

教育内容の充実による学力の向上

方針（ビジョン）

生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育むまちをつくる

教育内容の充実による心と体の健康づくりの推進

教育環境の整備・充実

○学力の向上

- ・少人数指導教員、図書司書、特別支援教育支援員等の効果的配置と活用
- ・一部教科担任制の推進（小学校）
- ・連続した学びをつくるカリキュラム
- ・中学校区研究指定の実施

○個に応じた教育の推進

○教職員の指導体制の充実

- ・授業の質的充実のための指導主事派遣
- ・ICT サポーター、ICT 支援員の派遣

○郷土愛を育む学校づくり

- ・コミュニティスクールの推進
- ・「八女ふる里学」「八女茶学」の活用
- ・八女市教育の日、八女市教育週間の充実（学校開放週間）

○教育研究所の機能化

- ・八女市の教育課題を解決する取組
- ・各種講座の充実、基礎的指導力向上

○心の健康づくり（相談室との連携）

- ・SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）との連携・活用によるカウンセラー的機能の充実
- ・不登校児童生徒への相談活動
- ・いじめ防止基本方針に沿った取組

○体の健康づくり

- ・体力向上プランに基づく取組
- ・基盤づくりとしての食育推進
- ・学校給食における地産地消推進（地産地消の日の取組の充実）
- ・中学校運動部活動指導員の導入、活用

○教職員の働き方改革の推進

○長期的視野に立った人材育成

○学校施設の營繕

○ICT 環境の充実

○学校規模の適正化

- ・学校再編整備基本構想に基づく学校再編計画の策定、推進

○学校給食事業の充実

- ・地域食材を活用した学校給食の提供
- ・学校給食の一部民間委託の推進

○教育費用の軽減

- ・入学祝金の継続
- ・就学援助の継続
- ・八女市奨学金制度等の継続

社会教育課

方針（ビジョン）

市民が生涯にわたって
学び活躍するまちをつくる

基本目標

生涯学習活動の推進

主要な取組

- 学習機会の充実
- 図書館の充実
- 家庭・地域・学校の連携と地域の教
育力の向上

青少年の健全育成・体験
活動の推進

- 青少年体験活動の推進
- 青少年健全育成活動の推進

スポーツ振興課

方針（ビジョン）

スポーツの力で、健康な
まちをつくる

基本目標

スポーツの振興

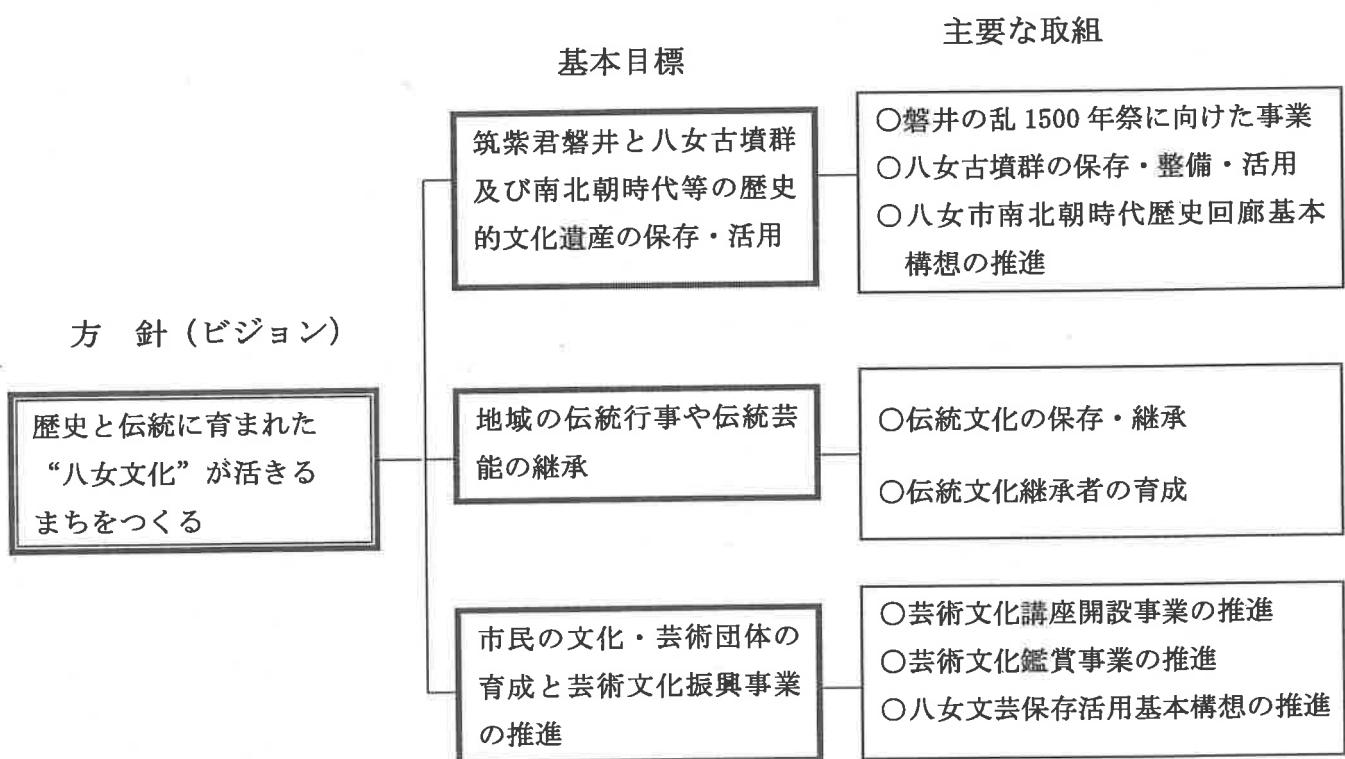
主要な取組

- スポーツ指導者の育成・確保の推
進
- スポーツ事業による市民交流の
拡大
- スポーツ施設の充実と適正配置

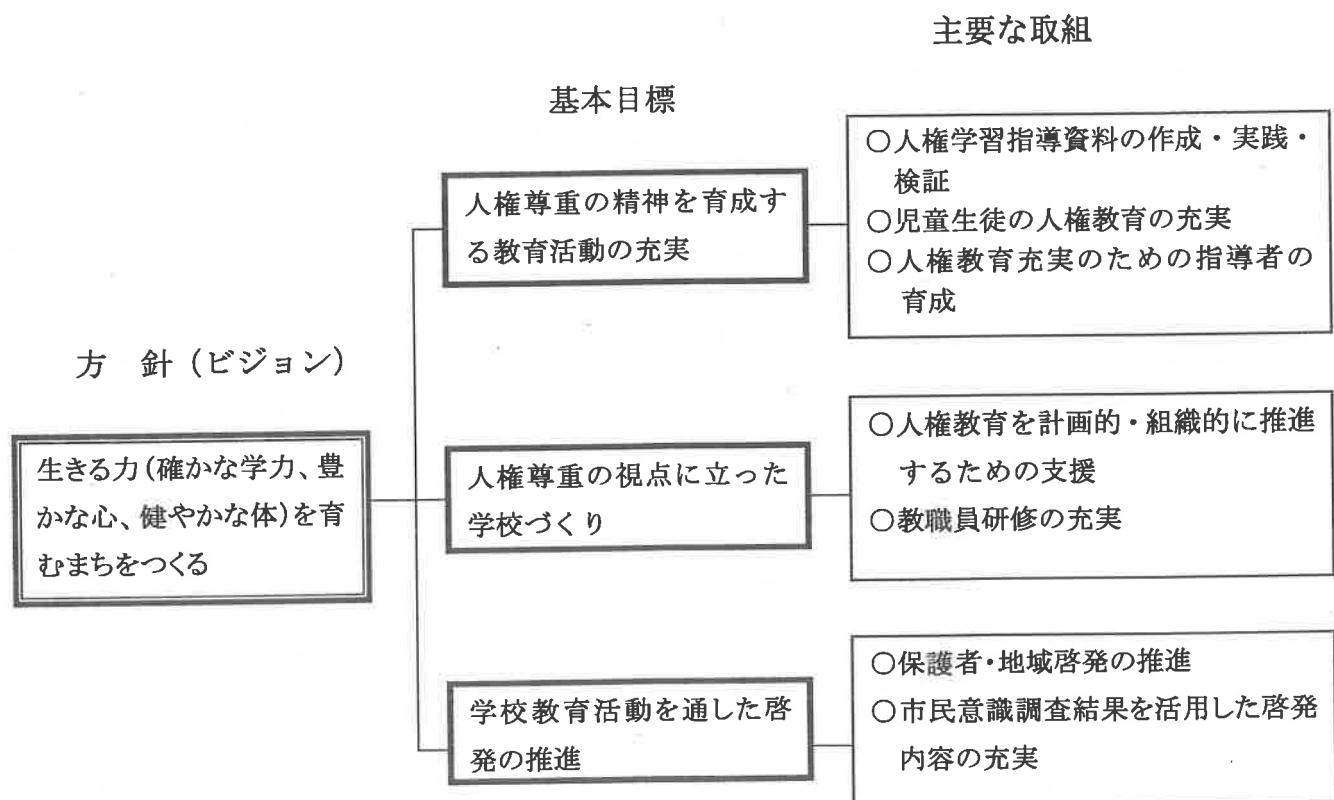
スポーツによる地域活性化

- スポーツイベントによる交流人
口の拡大
- スポーツ合宿・大会の誘致

文化振興課



人権・同和教育課



【学校教育課】

1 学校経営

- (1) 児童生徒に生きる力が身につき、学ぶ喜びを味わえる学校経営を推進する。
- (2) 重点目標達成のために、学校が校長を中心に組織体として一体となり、協働と創意工夫に満ちた学校経営ができるよう支援する。
- (3) カリキュラムマネジメントの機能を生かした学校経営の改善・発展に努める。

2 教育課程

- (1) 学習指導要領の趣旨をふまえた「生きる力」を育む教育課程を充実する。
- (2) 小中連携・一貫した学び方・家庭学習習慣の育成など、9年間の連続した学びを通して「確かな学力」の向上をめざし教育課程の編成と実施に努める。
- (3) 道徳科を通して、自己（人間として）の生き方を考え、主体的に判断・行動し、よりよく生きるために道徳性の育成に努める。
- (4) 特別活動を通して、望ましい人間関係を形成し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度の育成に努める。
- (5) 総合的な学習の時間において、横断的・総合的な学習、探究的な学習、児童生徒の興味・関心に基づく学習など、地域や学校の特色に応じた活動を開拓する。
※ふるさと八女に根ざした「八女ふる里学」「八女茶学」の推進に努める。
- (6) 勤労観・職業観の育成、職業に関する知識や技能の習得、主体的に進路を選択する能力・態度の育成を目指したキャリア教育を充実する。
- (7) 「人権教育・啓発推進法」及び「八女市人権施策基本指針」に基づいた人権・同和教育を推進する。
- (8) 支援を要する児童生徒の可能性を伸ばすための特別支援教育の充実に努める。
- (9) 特別支援教育に関する職員研修を充実する。
- (10) 心身の健康、安全、食育に関する指導を充実する。
- (11) GIGAスクール構想を推進するために、タブレット等の情報機器の活用と情報活用能力の育成に努める。
- (12) 読書意欲や学習意欲を高める図書館教育の充実に努める。

3 生徒指導

- (1) あらゆる教育活動において、生徒指導の3つの留意点（共感的な人間関係・自己決定・自己存在感）が認められる積極的な生徒指導を推進する。
- (2) いじめ、不登校等の諸問題へ迅速かつ組織的に対応できるよう支援する。
- (3) 八女市教育サポートセンターの機能化を図る。また、関係機関との連携に努める。

4 教育環境の整備

- (1) 「八女市教職員の働き方改革取組指針」に基づいた働き方改革に取り組む。
- (2) 長期的視野に立った組織的な人材育成を、小中学校長会や教育研究所と連携して取り組む。
- (3) 老朽化等により、授業に支障をきたしている学校施設の営繕や長寿命化対策に取り組む。
- (4) 児童・生徒や地域の状況に応じ、各中学校ブロックごとの共通の教育目標に基づく小中9年間を通して連続発展した学びをつくる小中連携・一貫教育の推進に取り組む。
- (5) GIGAスクール構想を推進するためのICTを活用した指導方法の工夫・改善と効率化を図り、教育内容の充実と教職員の負担軽減に取り組む。
- (6) 衛生管理の徹底及び地産地消の取組との連携を図りながら学校給食の充実に努める。
- (7) 児童生徒の安全を確保するため、八女市通学路安全推進会議等を通じ各関係機関との連携を図りながら課題の解決に取り組む。
- (8) 教育機会の均等及び確保のため教育費用の軽減に取り組む。

【社会教育課】

1 生涯学習活動の推進

- (1) 各公立公民館において、市民ニーズや地域性を踏まえた様々な学習機会を提供することで、生涯学習活動の推進を図り、学んだ成果を暮らしの充実や地域づくりへつなげる取組を進める。
- (2) 超長寿社会を迎えていくなかで、高齢者教育においては、時代の変化に沿った各種講座を提供することで、生きがいを感じる生活を送り自主的・自発的な活動が継続できることを目指す。
- (3) 市立図書館については、市民の生涯学習の場として、市民ニーズや地域性に応じた資料を計画的に収集・提供するとともに、Webサービスの充実に取り組み、利用促進を図っていく。
また、子どもたちが幼少期から本に親しみ読書習慣を身につける取組を強化することで、子どもたちの豊かな心を育み、また成長を促し保護者を支援するとともに、図書館の利用促進につなげていく。

- (4) 移動図書館の拠点整備を進めることで、より多くの市民が図書館を利用できるようサービスの充実に努める。
- (5) 地域と学校がお互いに連携・協働することで、地域全体で子どもの成長を支え、地域活動の活性化を図る地域学校協働活動事業を推進する。

2 青少年の健全育成・体験活動の推進

- (1) 自然体験、社会体験、生活体験などの様々な活動プログラムを、各年齢層（小学生・中学生・高校生）を対象に提供し、生きる力と自主性・協調性・積極性を育み子どもの成長を支援する。

また、子ども会育成連絡協議会や青少年育成市民の会など各青少年育成団体と連携しながら、市全体の各地域間や異年齢間の交流を促進し、社会性を育み、リーダーとなる人材の育成を図る。

- (2) 地域ぐるみでの青少年健全育成活動を充実させるため、青少年育成市民の会、子ども会育成連絡協議会等の活動を支援する。

また、子どもを取り巻く有害環境への対応として、インターネットやSNSの適切な利用に関する働きかけなど青少年健全育成に関する情報提供、啓発活動に努める。

【スポーツ振興課】

1 スポーツの振興

- (1) スポーツの多様化・高度化に伴い、それらのニーズに応じた実技指導等を行うことができる人材の育成・確保が必要となっている。スポーツ推進委員、体育協会や総合型地域スポーツクラブ等社会体育団体との連携を図りながら、研修会等を通して、指導者の育成・確保を図っていく。
- (2) 未就学児から高齢者、学生、社会人等が参加できるスポーツ大会やスポーツ教室等の事業を学校・地域・各種団体と連携し開催するとともに、地域や家庭でスポーツ活動を行う際に、情報提供と道具等の貸出しや指導者の派遣など、市民の健康づくりの推進と市民交流の拡大を図っていく。
- (3) 市民が社会体育施設及び学校体育施設を利用する際に、スポーツを安全で快適にできる施設環境を維持するために、既存施設の改修及び備品等の充実に努める。また、施設の機能・規模が適正な配置となるように努める。

2 スポーツによる地域活性化

- (1) マラソン大会等（茶のくに八女ハーフマラソン、八女市駅伝大会、八女桜まつり健康マラソン大会、ほしの健康ウォーキング大会）市内で開催するスポーツイベントを通して、様々な交流を創出し交流人口の拡大を図る。
- (2) スポーツ拠点施設八女東部スポーツ公園を利用したサッカーやグラウンドゴルフ等で県内外からの宿泊を伴う合宿・大会等の誘致及び平日利用の促進を図る。

【文化振興課】

1 筑紫君磐井と八女古墳群及び南北朝時代等の歴史的文化遺産の保存・活用

- (1) 岩戸山歴史文化交流館で八女古墳群を中心とした文化財を保存展示しながら、古代体験や歴史講座等のイベントを開催し、教育活動を推進する。また、観光やイベント等の情報発信拠点として活用する。
- (2) 磐井の乱（527年）から1500年に当たる2027年に、「磐井の乱1500年祭」を計画する。
- (3) 包括連携協定を締結した大阪府高槻市（磐井が戦った継体大王の墓があるゆかりの地）と歴史文化を通じた交流を図る。
- (4) 岩戸山古墳をはじめとした八女古墳群の適切な管理と調査・研究を推進し、関係自治体や九州国立博物館をはじめとする各博物館・資料館とのネットワークの充実を図る。
- (5) 南北朝時代の歴史を後世に伝える文化遺産をふるさとの恵みと捉え、南北朝時代ゆかりの文化遺産を守り、活かすため八女市南北朝時代歴史回廊基本構想の推進を図る。また、全国南朝の歴史資産等所在市町村活性化協議会（事務局：奈良県吉野町）、南北朝・菊池一族歴史街道推進連絡協議会（事務局：熊本県菊池市）等に加盟し、全国の関係自治体と連携した取組を行う。

2 地域の伝統行事や伝統芸能の継承

- (1) 国・県・市指定の無形民俗文化財の保存公開を行うとともに継承に努める。
- (2) 今日まで受け継がれてきた無形民俗文化財の伝統行事や伝統芸能を、今後も絶やすことなく受け継ぐために後継者を育成する。
- (3) 伝統保存文化団体の自主活動を支援し、相互の連携を図る。

3 市民の文化・芸術団体の育成と芸術文化振興事業の推進

- (1) 市民会館と文化会館を拠点に、おりなす八女音楽塾、世界のピアノ体験企画、音楽講座開設などの「芸術文化講座事業」を推進することで芸術文化の普及と来場者の開拓を図る。
- (2) 市民会館と文化会館を拠点に、おりなす八女文化事業振興会により各種の鑑賞事業（コンサート・演劇・落語など）を実施する。また、「子どもの鑑賞力アップ事業」などを企画し、芸術文化を通して次世代を担う子どもたちの育成を図る。
- (3) 文化連盟をはじめとする芸術文化団体の活動を多方面から支援する。
- (4) 寄贈を受けた郷土出身の芸術家・文化人の多数の原稿、絵画・版画、彫刻等の、本市の芸術文化に関する資料の保存活用を図るため「八女文芸保存基本構想」を推進する。

【人権・同和教育課】

1 人権尊重の精神を育成する教育活動の推進

- (1) 児童生徒が自らの存在を実感できる環境づくり、児童生徒の生活背景を見つめた教育実践の推進を支援する。
- (2) 人権に関する知的理解の深化と人権感覚を育む教育活動の推進を支援する。
- (3) 人権学習指導資料を作成・実践及び検証し、見直しを行う。あわせて、いじめ問題についても授業公開を通し、児童生徒及び教職員の人権意識の高揚を図る。
- (4) 人権学習の内容充実に向けた、教職員研修を支援する。
- (5) 市同研学校教育部会への支援を充実させ、連携づくりに努める。
- (6) 学習教材の資料収集と貸し出しを行う。
- (7) 進路保障に向けた取組を支援する。

2 人権尊重の視点に立った学校づくり

- (1) 校内推進体制の確立と、組織的な取り組みが図られるよう支援する。
- (2) 人権教育の計画作成に関して指導や助言を行う。
- (3) 人権教育担当者の育成に努める。
- (4) 一人一人が、大切にされる授業や個人の可能性を發揮できる活動の推進を支援する。
- (5) 児童生徒の自己肯定感と、自尊感情が高まる人権教育の取組を支援する。
- (6) 人権が尊重される学校・学級づくりの取組を支援する。

3 学校教育活動を通して啓発の推進

- (1) 人権問題に関する市民意識調査の結果を活用した保護者啓発に努める。
- (2) 授業公開による保護者啓発が推進されるよう支援する。
- (3) 学校や地域の実態に応じた啓発方法を工夫する。

令和3年4月 新刷

八女市教育相談

—教育相談フリーダイヤル—

0120-784-110

八女市教育サポートセンター

■八女市教育相談室

TEL 0943-23-3579

■八女市適応指導教室「あしたば」

—不登校児童生徒の学校復帰をめざします—

TEL 0943-22-5699

■八女市教育研究所

TEL 0943-24-0298

■家庭児童相談室(八女市役所 子育て支援課)

TEL 0943-23-1448



八女市